

農地所有適格法人報告書（記載例）

○報告書を農業委員会に提出する日付を記載入してください。
○法人の事業年度終了後、3ヶ月以内に提出してください。

平成 30 年 6 月 30 日

千葉県農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 千葉市中央区千葉港2番1号

名称及び代表者氏名 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 中央 太郎 (印)

連絡先 043-@@@-@@@@

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 中央 太郎		
主たる事務所の所在地	千葉市中央区千葉港2番1号 千葉□□□□ビル2階		
経 営 面 積	田	5,500 m ² うち千葉市内	3,500 m ²
	畑	7,123 m ² うち千葉市内	2,123 m ²
	採草放牧地	m ² うち千葉市内	m ²
法人形態 ※1	株式会社（非公開会社）		

※1 「法人形態」欄には、「株式会社（非公開会社）」、「有限会社」、「合同会社」、「農事組合法人」等を記載してください。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物 ※2	関連事業等の内容 ※3	
米	農作業の受託	造園
ニンジン	農産物の加工・販売	
ダイコン		

※2 「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

※3 関連事業等の内容

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ウ 農業生産に必要な資材の製造
- エ 農作業の受託
- オ 農業と併せて行う林業
- カ 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(2) 売上高

農業+関連事業の収入が、法人全体の売上高の過半を占めているかを確認します。

年度	農業 ※4	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	10,020,055 円	1,020,304 円
2年前(実績)	12,345,678 円	2,506,080 円
1年前(実績)	9,507,057 円	3,050,709 円
報告日の属する年(見込み)	10,500,000 円	2,500,000 円

※4 「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

常時従事者の年間従事日数が150日以上であるかを確認します。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

決算書添付の事業年度の実績日数

現事業年度の見込み日数

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
中央 太郎	45 株			200	220	常時従事者
花見 さくら	20 株			150	180	常時従事者
稲毛 三郎	5 株	賃借権	5,500	0	0	権利提供者
若葉 茂	5 株			150	180	常時従事者
緑 一郎	5 株			0	0	耕起・整地、播種(定植)、収穫

出資者全員の状況を記載してください。

農作業委託者の場合、基幹作業の全てを委託している必要があります。

議決権の数の合計

80

農業関係者の議決権の割合

80.0%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 500 日

構成員全員の従事日数の合計日数を記載してください。

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数
有限会社××××	20 株

議決権の数の合計

20

農業関係者以外の者の議決権の割合

20.0%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格化法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

農作業=圃場での肥培管理、草刈等の作業日数

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			農業への従事日数には、労務管理や市場開拓等も含まれます。		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
中央 太郎	千葉県〇〇区〇〇町〇〇番地	代表取締役	200	220	150	150
花見 さくら	△△市△△町△△番地	取締役	150	180	60	100
若葉 茂	××市××町××番地	取締役	150	180	100	120
〇〇 〇〇	千葉県〇〇区□□町□□番地	取締役	150	150	0	0
△△ △△	□□市□□区▽▽町▽▽番地	取締役	150	150	0	0

農業への従事日数には、労務管理や市場開拓等も含まれます。

農作業の従事日数が、60日以上であることを確認します。

※ 取締役又は理事の過半数は、株主である常時従事者が占める必要があります。

※ 取締役又は理事において、その総数の過半数の役員が、常時従事(150日以上)し、かつ取締役、理事等の1人以上が農作業に従事(60日以上)する必要があります。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			必要な農作業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合のみに記載してください。)